

令和 2 年度 串間市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書

1. 件名

令和 2 年度 串間市特定健康診査受診勧奨業務委託

2. 業務概要

(1) 目的

串間市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進及び長期的な医療費の抑制のため、「第 2 期串間市保健事業実施計画（データヘルス計画）」（以下「データヘルス計画」という。）を策定し保健事業を実施しており、その中でも特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率向上は重要な課題として位置づけられている。

串間市の特定健診受診率は、令和元年度法定速報値で 33.3%であり、データヘルス計画で設定する、令和 5 年度の目標値 60%との乖離は大きい。

上記の目標値実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、各種データやソーシャルマーケティング手法、行動経済学理論等を活用した特定健康診査の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

なお、この受診勧奨業務を実施することで、令和 2 年度の特定健診受診率 45%以上を目指すものとする。

(2) 勧奨対象者

上記目的に照らし、受託者が令和 2 年度串間市特定健診の対象者（受診券発行者）から抽出する。なお、抽出方法は事前に串間市の了解を得ること。

(3) 勧奨方法

最も効果的で効率的であると受託者が考える方法とする。

受診勧奨業務は文書通知を基本とするが、受託者が提案する文書通知以外の方法が業務の目的を達成するために効果が期待できると認められる場合は、串間市の承認を得た上で、文書通知とあわせて実施することもできることとする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) 事業計画書の作成

契約締結後速やかに事業計画書を作成し、串間市の了解を得ること。

事業計画書は企画提案書に基づく内容とし、受診勧奨の実施時期、串間市からの特定健診に関係するデータ提供時期などの詳細なスケジュールを記載すること。

(2) 事業の実施

受診勧奨業務の実施に当たっては、対象者の抽出方法を串間市に提示し了解を得る。その後、串間市が抽出した対象者データを受領し、受診勧奨を実施する。なお、串間市が提示する除外対象者については、受診勧奨の対象から確実に除外すること。

① 通知文書による受診勧奨

- (ア) 発送時期、予定件数等について、あらかじめ串間市と協議を行うこと。
- (イ) 発送回数は2回以上、延べ3,000件以上の通知文書を送付すること。
- (ウ) 対象者の過去の受診の傾向や問診結果などを分析し、特性に応じて内容を変えるなど効果的な通知内容とすること。
- (エ) 対象者の特性に応じた分類の方法及びその分類に応じた通知内容については、事前に串間市と協議し、通知文書の校正、確認を行った上で送付すること。
- (オ) 通知文書の印刷、封入、封緘業務は受託者が実施する。送付先の宛名についても串間市が提供する情報をもとに受託者が印刷する。
- (カ) 対象者には入院中の者や定期的に通院し特定健診と同等の検査を受けている者も多いため、そういった者が不快に感じることを無い通知内容とすること。
- (キ) 通知文書の発送前に対象者リストを作成し、串間市に提出すること。
- (ク) 通知文書の発送前に対象者リストに基づき串間市から引抜の指示があった場合は対応できる体制をとること。
- (ケ) 通知文書の送付方法については送付誤りが発生しないよう、適切な個人情報保護対策が取られた方法とすること。
- (コ) 通知文書の送付に関するすべての費用は本業務の契約金額に含むものとする。

② その他の方法による受診勧奨等（独自提案）

通知文書送付以外の方法で受診勧奨を実施する場合は、事前に実施方法について串間市と協議を行い、串間市の了解を得た上で実施するものとする。

③ 串間市が実施する受診勧奨業務への助言

串間市が別途行う予定の勧奨業務及び別途作成予定の印刷物・作成物等について、より効果的な内容・実施方法とするための助言を行うとともに、その内容を修正又は提案する参考例を作成する。なお、受託者が作成した参考例については、串間市が実施する受診勧奨業務において使用できるものとする。

(印刷物・作成物の例)

- (ア) 特定健診受診勧奨チラシ (A4 両面)
- (イ) 特定健診特集広報 (見開き 2 ページ)

5. 串間市から提供可能なデータ

串間市から提供可能なデータは下記のとおりとする。

下記以外に希望するデータがある場合は、串間市と協議し提供の可否を決定する。

- (1) 特定健診データ
- (2) 勸奨通知文書送付用宛名データ
- (3) 勸奨通知文書送付用健診受診済者データ
- (4) 受診勸奨業務除外対象者データ

特定健診データについては国保連合会特定健診データ管理システムで出力可能な各種ファイルの標準レイアウトとする。その他のデータファイルの内容、レイアウト等については串間市と受託者が協議して決定する。

6. 勸奨結果の分析、報告

- (1) 受託者は受診勸奨業務の実施による効果及び受診率の変化等を分析、検証し、報告書を作成した上で串間市に報告する。
- (2) (1) の分析結果を基に、次年度以降に実施すべき受診勸奨業務の有効な施策について串間市に提案を行う。

7. 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に支払うものとする。
- (2) 委託料の請求に当たっては、完了した業務の内訳が確認できる明細書を添付すること。

8. 情報の保護

- (1) 本委託事業の内容は、すべて秘密保持の対象となるので、受託者は本役務で得られた情報は一切外部に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマークを取得しており、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備しなければならない。また、受託者は、登録証等の写しを串間市に提出すること。
- (3) 委託業務完了後、受託者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを串間市に引き渡すものとする。

9. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律及び串間市個人情報保護条例を遵守するとともに、別紙「個人情報保護取扱特記事項」を遵守する。

10. その他

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等に係る費用はすべて受託者の負担とする。
- (2) データの受け渡しに当たってはセキュリティ対策を講じるものとする。
- (3) 串間市が要請する緊急の連絡や協議に受託者は迅速に対応するものとする。
- (4) 本仕様書に定めた事項について、合理的な理由があると認められる場合は、串間市と協議のうえ変更できるものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、串間市と受託者が協議の上、決定する。
- (6) 本業務に係る案件について、串間市と協議や打合せを実施した際は、速やかに議事録を作成し、串間市へ提出すること。
- (7) 成果物の所有権、著作権、利用権は串間市に帰属するものとする。

受託者は契約期間終了後本契約による成果物及び媒体（ハードディスク等）について、串間市がインターネットを含め対外的に公表すること、複製、譲渡及び貸与することに関して、一切の異議を申し立てないこと。
- (8) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、串間市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報の取扱いにあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を含む。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の明確化)

第3 受託者は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を明確にし、串間市から求めがあったときは、串間市に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、この契約に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者の交代)

第5 串間市は、使用者のうち不適格な者がいると判断した場合、受託者に対し当該使用者の交代を要求することができる。

(従事者への監督及び教育)

第6 受託者は、従事者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(安全確保の措置)

第7 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該契約を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第9 受託者は、串間市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第10 受託者は、串間市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために串間市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならな

い。

(持出しの禁止)

第 11 受託者は、串間市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために串間市から引き渡された個人情報記録された資料等を特定された作業所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 12 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報は自ら取り扱うものとし、串間市の承諾があるときを除き、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 13 受託者は、この契約による事務を処理するために串間市から貸与若しくは引き渡され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了又は解除されたら直ちに串間市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、串間市が別に指示した場合は、当該指示によるものとする。

(報告義務)

第 14 受託者は、串間市から求めがあったときは、この契約により取り扱う個人情報の取扱状況を串間市に報告しなければならない。

(事故発生等における報告)

第 15 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに串間市に報告し、串間市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱規程等の作成)

第 16 受託者は、特定個人情報の適正な管理の確保を図るため、特定個人情報の取扱いに関する規程等を作成し、串間市に報告しなければならない。ただし、串間市が必要でないことを認めた場合はこの限りではない。

(実地調査)

第 17 串間市は、必要があると認めるときは、この個人情報取扱特記事項の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受託者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、実地に調査することができる。

(勧告)

第 18 串間市は、受託者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第 19 串間市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 20 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止

その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により串間市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

令和2年度 串間市国保特定健診受診勧奨業務 参考資料

1. 串間市の人口、国保被保険者数等（令和2年4月1日）

人口	世帯数	国保 被保険者数	国保世帯数	加入率
17,958 人	8,964 世帯	5,096 人	3,094 世帯	28.4%

2. 国保特定健診対象者、受診率の推移（法定報告）

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
H27	4,299	1,257	29.2
H28	4,157	1,246	30.0
H29	3,972	1,388	34.9
H30	3,795	1,350	35.6
R1	3,703	1,233	※ 33.3

※令和元年度は令和2年5月時点の速報値

3. 特定健診の実施概要とこれまでの主な受診率向上の取組み

項目	内容
健診実施期間	令和2年6月1日(月)～令和2年11月30日(月)
実施方法	【個別健診】 串間・日南市内の健診実施医療機関（37施設、一部要予約） 【集団健診】 串間市総合保健福祉センター（延5回、要予約）
受診料	【無料】 41歳 ・ 【1,300円】 左記以外（40、42～74歳）
これまでの主な受診率向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別通知（約5,000件、勧奨ハガキ等を発送） ・ 広報、PR（市広報誌、イベントでの啓発活動等） ・ 案内チラシの地区（自治会）回覧 ・ 人間ドック等助成事業 ・ 情報提供事業